

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

## 準備書面(31)

(津波について)

2019年6月18日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

目次

第1 「福井県のシミュレーションは参加人が基準津波を策定するに当たって十分に考慮されていること」との被告主張(被告第26準備書面・第3・2)について ..... 3

第2 「若狭湾沿岸における津波堆積物調査結果等に基づき本件原子炉施設等の安全性に影響を与えるような津波の痕跡は認められないとした参加人の評価は合理的であること」との被告主張(被告第26準備書面・第3・3(2))に対する反論 ..... 3

第3 「天正時代に若狭湾沿岸に大津波が押し寄せたことを指摘する文献は信頼性を欠くものであり、考慮すべきではないこと」との被告主張(被告第26準備書面・第3・3(3))に対する反論 ..... 5

第4 結論 ..... 13

本書面は、被告の第26準備書面に反論するものである。

**第1 「福井県のシミュレーションは参加人が基準津波を策定するに当たって十分に考慮されていること」との被告主張（被告第26準備書面・第3・2）について**

**1 被告主張の概要**

被告は、その第26準備書面・第3・2において、参加人は、基準津波策定に際し、前記報告書で想定されている福井県の「若狭海丘列付近断層」を波源モデルの設定に用いている上、津波発生要因の組合せに関する検討においても「若狭海丘列付近断層」を海底地すべりとの組合せで検討しており、福井県のシミュレーションは、参加人が基準津波を策定するに当たって十分に考慮されている旨主張する。

**2 原告らの主張**

原告らが訴えの変更申立書を提出したのは2013年9月16日であり、その後、2013年9月18日に至り、参加人はようやく、福井県シミュレーションを踏まえた基準津波を策定するに至った。その限りにおいて、現時点では、原告らの従前の主張に現状と整合しない点が生じたことは争うものではない。

しかし、参加人は基準津波を大きくすることにつながる福井県のシミュレーションについては、極力度外視しようとしていたものであり、原子力規制委員会などの強い批判をうけて、ようやく、渋々ながら基準津波の策定に当たり考慮したというべきものである。参加人のこの姿勢は、安全性の軽視も甚だしく、原子炉という超危険物を取り扱う事業者としてはあるまじきものであるといわなければならない。

**第2 「若狭湾沿岸における津波堆積物調査結果等に基づき本件原子炉施設等の安**

全性に影響を与えるような津波の痕跡は認められないとした参加人の評価は合理的であること」との被告主張（被告第26準備書面・第3・3（2））に対する反論

## 1 被告主張の概要

被告は、その第26準備書面・第3・3（2）において、大要以下の通り主張する。

参加人は、本件各設置変更許可申請に先立って、若狭湾沿岸における津波堆積物の調査を行い、その結果から、天正時代を含め、本件各原子炉施設等の安全性に影響を与えるような津波の痕跡は認められなかったと評価した（乙149、乙150）。

乙第150号証は、原告らが指摘する「第17回地震・津波に関する意見聴取会」（平成24年6月22日）における専門家らの指摘なども踏まえて、それまでの調査内容を包含した完新世の層準を対象にして、久々子湖・菅湖・中山湿地、久々子湖東方陸域、猪ヶ池について検討した結果を取りまとめたものである。このように、参加人による同報告書は、前記意見聴取会における専門家らの指摘なども踏まえて追加調査を実施し、その結果も考慮した上で導き出された結論であり、専門家らの指摘も踏まえた科学的根拠に基づくものである。

## 2 原告らの反論

（1）そもそも津波痕跡調査は、過去に津波があったからといって必ず痕跡が見つかるものではない。したがって、津波痕跡が見つからないということから直ちに津波がなかったという結果を導き出せるものではないが、逆に、津波痕跡が見つかったのであれば、過去に何らかの津波が発生していた、ということになる。

そして、第2次調査では「猪ヶ池」から津波堆積物の痕跡が出たのであるから、過去に、「猪ヶ池」の標高である海拔5mを超える津波が発生していた

可能性が高いということになる。

(2) 次に、参加人らの第2次調査(乙150)については調査方法、評価方法に対して専門家の評価はなされていない。参加人が上記の評価結果を原子力規制委員会に提出したのは事実だが、それについては何ら審議されていない。提出されたことをもってその結論を事実かのように認めてしまうならば、すでに1次調査の時点で、「痕跡はなかった」ということがまかり通り、「猪ヶ池」の調査もなされず、津波の痕跡は見逃されてしまったことになる。参加人らの調査結果に対して、委員から指摘されなければ、痕跡は発見されなかったことを参加人らは真摯に受け止めて慎重に判断すべき立場なのに、「猪ヶ池」以外で痕跡がなかったことをいいことに、敦賀半島以外で痕跡を残さないほど大きくなかったという結論を導き出すのは危険な考え方であり、それを追認するかのような被告の主張は問題である。

### 第3 「天正時代に若狭湾沿岸に大津波が押し寄せたことを指摘する文献は信頼性を欠くものであり、考慮すべきではないこと」との被告主張(被告第26準備書面・第3・3(3))に対する反論

#### 1 被告主張の概要

被告は、その第26準備書面・第3・3(3)において、大要以下の通り主張する。

参加人を含む電力事業者が天正地震による津波の記載がある古文書等について調査を行った結果、「兼見卿紀」、「日本史」に天正地震によって若狭に津波が押し寄せたことを推察させる記載が発見されたが、このうち「兼見卿紀」には、津波被害について「・・・云々」と記載されており、その記載ぶりから、伝聞によって記載されたものであると認められた。

また、「日本史」には、若狭国(現在の福井県南西部)の「長浜」と称する町に

津波が押し寄せた旨記載されているところ、そもそも若狭には「長浜」という地名はないから、従来、福井県の小浜の誤記ではないかと考えられていた。しかしながら、他の文献(「天正大地震誌」,「山内家史料第一代一豊公紀」)においては、近江(現在の滋賀県)の「長浜」における津波被害が記録されている上に、琵琶湖における遺跡調査結果からもそれが裏付けられることが判明した。加えて、若狭湾周辺の県市町村誌を確認しても天正地震の際の津波に関する記録はない。

参加人を含む電力事業者が若狭湾沿岸の神社への聞き取り調査を行った結果、天正地震を含め、津波による災害に関する記録がないことが確認される一方、天正地震以前の文書や太刀が現存していることが判明した。

## 2 原告らの反論

(1) 2012年6月22日の第17回地震・津波に関する意見聴取会(議事録: 甲202)では山本博文委員から、以下のような疑問が出されている。

「山本委員 …それから、最後、ルイス・フロイスの文献の件なのですが、滋賀県の長浜の水没の件、地震によって水没したのではないかという話なのですが、私も記憶が確かではないのですが、ルイス・フロイスにそういうふう書いてある、それは確かだと思うのですが、その後で、また別の若狭の長浜では、こういう津波が来たというような記載になっていたかと思えます。ですから、この長浜と、津波が押し寄せた長浜が、素直に読めば違う長浜のように読めるのですが、その辺り、確認をお願いしたいと思います。」(甲202、19頁)

「小林耐震安全審査室長 長浜の件でございますが、66ページを御覧いただきたいのですが、前回、この天正津波の御説明をしたときから大分時間がたっておりますのですが、その後、いろいろな方々に意見を聞こうと思ったのですが、取り急ぎ、地震予知総合研究会の松浦先生のところにお邪魔して、古文書の解釈を聞いてまいりました。66ページの右上に書いてございますように、フロイスが若狭に行ったことはな

いのではないかということを言われています。伝聞で話をまとめているので、信頼性はどうかかなというコメントはいただいています。ただ、今、山本先生がおっしゃったようなこともありますので、引き続き、いろいろな方々の御意見を聞いていきたいと考えてございます。」(甲202、20頁)

(2) ルイス・フロイスの『日本史』では、「若狭の国には海に沿って、やはり長浜と称する別の大きい町があった。」と、若狭の長浜は近江の長浜とは別であることをはっきりと意識した記載になっている(甲85・198頁。傍線引用者)。前述の山本委員も「素直に読めば違う長浜のように読める」と疑問を呈している。なお、このとき小林室長は「取り急ぎ、地震予知総合研究会の松浦先生のところにお邪魔して、……フロイスが若狭に行ったことはないのではないかということ言われています」と信憑性を低めるようなことを言っているが、元々、フロイス自身が「ここでは、それらの目撃者たちが後日、司祭たちに語った主なことだけを述べることにする。」(甲85・197頁)と、「若狭の長浜」のみならず「近江の長浜」に関しても伝聞であることは原文に記載しているのであって、そのことはフロイスの記述の信憑性を低めることにはならない。

(3) ア 被告は、乙151号証を根拠にして、「若狭の長浜」の津波と「近江の長浜」の津波が同一であるとの参加人見解を是としている。

乙151が引用する「文献」とは、飯田汲事(いいだ・くめじ)氏の著作『天正大地震誌』(名古屋大学出版会、1987年)が紹介する「ペレー日本の地震・火山記録」、「ケンペル日本歴史」の2文書、並びに「山内家史料 第一代一豊公紀」である(乙151、18頁)。

イ そして、飯田氏の著作はペレー、ケンペルの各文書について以下のように紹介している(甲203、飯田汲事『天正大地震誌』)。

「十八 ペレー日本の地震・火山記録(……)天正地震の記述にある

地震被害は、前述の「フロイス日本史」のものと大差はないが、若干の相違がある。（・・・）津波の発生場所（・・・）などである。津波の起こった場所は、この史料では、F a c a t a地方の商業の栄えた小さな町で、長浜といわれ、城のある場所であった」

「十九 ケンペル日本歴史（・・・）また、津波の発生は湖畔（琵琶湖畔と思われる）のフカタにおいてであった。F u k a t aと記してあるが、ペレーの記事のF a c a t aと同じかと思われる。この史料の津波の発生した所は長浜と接近した湖畔の地で、城もあり、時々多数の商売の人たちが集まった町であるから、フロイスの記事の若狭の国の出来事とは異なっている。」（甲203、飯田前掲書23頁。傍線引用者）

この、飯田氏による紹介は、傍線を付した引用部分から明らかなように、ペレーやケンペルの記述する津波は、フロイスのいう若狭の国の出来事とは異なるものであるということを指摘するものである。すなわち、フロイスの記事にある若狭の国の津波とは別のものとして、F a c a t aあるいはフカタで起こった津波が記載されている古文書があるというのである。なお、飯田氏は、上記著作の別の箇所でも、フロイス日本史について「また、若狭の海域に津波のあったことが知られるが、その場所がはっきり示されていない。しかしこれは、後述のこの種の記録とともに、津波研究のうえに貴重な資料となっている。」と紹介している（甲203、飯田前掲書19頁）

よって、飯田氏のペレー、ケンペルの各文書に対する見解は、フロイス日本史の、若狭湾岸における天正地震津波の記述を否定するものではないというべきである。そうであれば、乙151に示された、フロイス日本史に記載されているような若狭湾岸における天正地震津波の存在を否定する参加人見解を是とする被告の主張は根拠がなく、誤りである



ことになる。

- (4)ア 外岡(とのおか)慎一郎氏(2012年当時・敦賀短期大学教授。現・奈良大学教授)は、フロイスの記載が伝聞情報であっても信憑性があることについて以下のように述べている(甲204、外岡慎一郎「天正地震」と越前・若狭)」

「近江長浜の被災については・・・「天正地震」の液状化で琵琶湖に沈んだとされる湖底遺跡の調査結果が裏付ける。美濃大垣城の被災については、・・・大垣城の崩壊が記録され、フロイスの記した伝聞情報の信憑性を支える。」「イエズス会宣教師たちの活動報告は写本や刊行物として広く読まれ、日本にいる宣教師や信者たちにもフィードバックされる性格を持っていたから、根拠や実体のない記述がはびこる機会は少ない。また宣教師たちの報告は、文字通り上司への報告であると同時に、イエズス会という組織のなかで情報共有し、それぞれの立場で布教活動にいかしていくことを目的として作成されていたから、その意味でも情報の確かさは担保されなければならなかった。」(甲204、外岡前掲論文7頁)

- イ 外岡氏の論文は、東日本大震災から約1年後の2012年3月1日に発行された敦賀論叢(敦賀短期大学紀要)第26号に掲載されたものである。この論文の目的として外岡氏は次のように述べている。

「本稿の目的は、「天正地震」にかかる越前・若狭地域の被害状況を伝える文献資料を解析し、地震研究の基礎となり得る、有用な歴史情報を抽出することにある。エリアを限定した理由はふたつ。ひとつは・・・もうひとつは、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故をうけ、福井県敦賀市に居住する者として、まずは生活者の視点で過去の地震被害に向き合いたいと考えたことによる」(甲204、外岡前掲論文1頁)

このように歴史資料によって天正地震と越前・若狭における影響を抽出すること、さらに福島原発事故をうけて原発銀座と呼ばれる福井県若狭地方に住むものとして過去の地震被害に向き合うことを述べている。天正地震・津波の被災等全般にわたる文献としては、外岡氏が述べているように、飯田汲事氏の前記著作が有名であるが、外岡氏の論文は天正地震と越前・若狭に焦点を当てた論文となっており、若狭地方における歴史的津波被害について重要な指摘がなされており、古文書の解釈において十分に検討されるべきものである。新基準に照らしても、上に指摘したとおり、複数の専門家による客観的評価が重視されなければならない。

ウ 外岡氏は、ルイス・フロイスの書簡から天正地震と津波被害に関する部分を紹介している。フロイスのこの書簡では、前述の通り、「ここにはそれを目撃した人たちがのちに私達のパードレ達に語った主なことだけを書き留めることにする」とわざわざことわった上で、「近江国の長浜」の被害と、「別の町」として「若狭国の長浜」の被害がそれぞれ述べられている。

フロイスの書簡での若狭の記述は「若狭国には海の近くに長浜と称するたいへん大きな別の町があって多数の人と商品が行き交っていたが、数日間振動したのち、町全体が恐ろしいことに山と思われるほどの大きな波浪に覆われてしまった。そして、その引き際に家屋も男女もさらっていきい、塩水の泡に覆われた土地以外には何も残らず、全員が海中で溺死した。」となっている（甲204、外岡前掲論文6頁。なお、甲204では、甲85とは別の訳文が使われている点に注意）。外岡氏は、「若狭の国の津波被災の描写、とくに「引き際」にさらっていくという部分など、実際に見聞した者の言質なくして得られない表現に読める」と強調している。なお、フロイスが「塩水の泡に覆われた」（傍線引用者）

云々と記載していることは、フロイスのいう「若狭国の長浜」が淡海（あはうみ、すなわち湖）ではなくまさに塩海（しほうみ、すなわち海）の近くであったことを示しているというべきである。

エ 外岡氏は、「近江の長浜」については、「長浜城にあった山内一豊娘等の被災記録（前掲）および近年の下坂西千軒遺跡・西浜千軒遺跡など・・・「天正地震」にともなう液状化で琵琶湖に沈んだとされる湖底遺跡の調査結果が裏づける」として、「近江の長浜」の被災の信憑性を強調し、同時にこのフロイスの書簡の「若狭国の長浜」の記述の信憑性を強調している。

そして、「若狭の長浜」の地名について、「小浜」説と「高浜」説を紹介し、「高浜」の可能性に言及している。「ちなみに、津波記事の地名箇所原語表現は"renyo de Vacasa"（若狭国）、"Nagafama"（長浜）である。"Nagafama"について、若狭国に該当する地名が見出せないため、『大日本史料』は「小浜」の誤記、『新収日本地震史料（第1巻）』は「高浜」の誤記と、それぞれ註で推定している。商業港湾の規模という点では小浜が考えられるが、外国人が音声情報として得た地名とすれば母音の共通する「高浜」の可能性もある。高浜は「多数の人と商品が行き交う町であった」（甲204、外岡前掲論文7頁）。

オ このように、「近江の長浜」の被害とは別に、若狭国の津波被災の描写についても信頼性がある旨記載しており、乙151で参加人が検討した文献調査と対立する結論が記されている。甲60の「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」3.2が示す「歴史記録や伝承の信頼性については、複数の専門家による客観的な評価が参照されていることを確認する」という手法に従えば、参加人は外岡氏の論文をも踏まえた慎重な検討をすべきということになる。

外岡氏の論文は、「予見を排して謙虚に対象に向き合うことを通じてしか、正当な評価が得られる調査・研究成果は得られないであろう。現実の利害によって過去の歴史を封印するようなことがあればなおさらである。」と指摘するが（甲204、外岡前掲論文17頁）参加人の古文書の検討は、まさに「現実の利害によって過去の歴史を封印する」ものではなかろうか。

カ 外岡氏は、「高浜」が「多数の人と商品が行き交う町であったことについて、小浜市の古刹明通寺に伝わる、1556年6月の梵鐘新鑄に際しての勸進記録（『明通寺文書』（みょうつうじもんじょ））から推察される旨説明している（甲204、外岡前掲論文19頁註12）。すなわち、「高浜は逸見氏の城下町として発展したが、弘治2（1556）年6月の小浜明通寺梵鐘新鑄の勸進記録（『明通寺文書』）によると、「高浜惣浦」として1貫500文の銭を喜捨しており、これが同記録に記載される村・浦の最高額であることから、商業・流通を通じた富の蓄積も豊かであったと推察される。」というのである。

明通寺文書の当該部分は天正地震津波に直接触れるものではないが、フロイス日本史の記載の信用性を補強する証拠となるので、『小浜市史』に引用されている明通寺文書の当該部分を書証として提出する（甲205、674頁。なお、明通寺は、西暦806年に坂上田村麻呂が創建したと伝えられる若狭屈指の古刹であり、原告中嶋哲演（原告番号68）が住職をつとめている）。

（5）被告は、参加人らの聞き取り調査についても、若狭湾岸における天正地震津波について否定する一つの根拠としている。

しかし、天正地震についての参加人らの神社聞き取り調査は、その範囲が福井県内に限られており、隣接する丹後地方の調査が行われていない点で不十分というべきである。

#### 第4 結論

以上のように、被告の主張は、津波痕跡調査の結果について、発見された痕跡を軽々に排斥したり、古文書の記載について安易に信用性を認めず排斥したりしており、誤っている。参加人の津波評価は、本件発電所の設計津波高さの評価にあたって、「猪ヶ池」の津波痕跡やフロイス『日本史』の記述にある天正地震津波を考慮していないので、不適切であるというべきである。

以上